

(8) 小規模保育事業A型の認可基準

1 設置者の基準(設置者が社会福祉法人又は学校法人である場合は、(4)及び(5)の基準のみ満たせば可)

(1) 事業を行うために必要な経済的基礎があること。
次のいずれにも該当すること。 ①直近の会計年度において、小規模保育事業所A型を経営する事業以外の事業を含む当該設置者の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。 ②債務超過の状態にないこと。 ③小規模保育事業A型の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。 ④不動産の貸与を受けて事業を行う場合は、③とは別に、小規模保育事業所A型の年間賃借料に相当する額を普通預金、当座預金等により有していること。
(2) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
次の①及び②のいずれにも該当するか、又は③に該当すること。 ①当該施設の園長が、特定教育・保育施設又は地域型保育事業所において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。ただし、既存施設が小規模保育事業A型の認可を受ける場合は、当該施設の園長が、ただし書き以前に規定する者であるか又は当該施設において2年以上勤務した経験を有し、かつ、認可を受ける1年以上以前から認可を受ける前日において当該施設の園長として従事している者であること。 ②社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び当該施設の園長を含む運営委員会(小規模保育事業所A型の運営に関し、当該施設の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。 ③経営担当役員に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び園長を含むこと。
(3) 事業者(法人である場合は、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が社会的信望を有すること。
(4) 法に掲げる欠格事由に該当しないこと。
法第34条の15第3項第4号に掲げるいずれにも該当するものでないこと。
(5) 暴力団員の支配を受けていないこと。

2 設備の基準

(1) 保育室等の面積
次の各室について、それぞれ次の面積以上 ①乳児室 ほふくしない満2歳未満の園児数×3.3㎡ ②ほふく室 ほふくする満2歳未満の園児数×3.3㎡ ③保育室又は遊戯室 満2歳以上の園児数×1.98㎡

(2) 屋外遊戯場の面積
<p>満2歳以上の園児数×3.3㎡以上</p> <p>【代替地の要件】</p> <p>屋外遊戯場は、次に掲げる要件をいずれも満たしている場合に限り、都市公園により代えることができる。</p> <p>①当該小規模保育事業所A型の敷地内の地上又は屋上に本表に定める面積を有する屋外遊戯場を設置することが困難であると市長が特に認めること。</p> <p>②屋外遊戯場に代えようとする都市公園が本表に定める面積以上の面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、当該小規模保育事業所A型からの移動に当たって安全が確保されると市長が認めること。</p>
(3) その他の必置設備
<p>次の設備を設けなければならない。</p> <p>①調理設備</p> <p>②便所</p>
(4) 保育室等を2階以上に設置する場合の要件
<p>①保育室等を設置する階に応じ、別表2の常用及び避難用設備が1以上設けられていること。</p> <p>②建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>③乳児室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。</p>
(5) 保育室等を3階以上に設置する場合の要件
<p>①(4)①の施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>②調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。）以外の部分と当該調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>A スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>B 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>③壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われていること。</p> <p>④乳児室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>⑤非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>⑥カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。</p>

3 運営の基準

(1) 保育士の配置
園児数に応じて次の人数以上の保育士を置かなければならない。 ① 0歳の園児 3人につき 1人 ② 1歳及び2歳の園児 6人につき 1人 ③ 3歳の園児 20人につき 1人 ④ 4歳及び5歳の園児 30人につき 1人 ⑤ ①～④とは別に 1人 ※保健師、看護師又は准看護師を 1人に限り保育士とみなすことができる。
(2) その他の職員の配置
次の職員を置かなければならない。 ① 嘱託医（内科及び歯科） ② 調理員 ※次のいずれかの場合には調理員を置かないことができる。 A 調理業務の全てを委託する場合で、かつ、管理栄養士又は栄養士を配置する場合 B 搬入施設から食事を搬入する場合
【調理員の配置に関する経過措置】 平成 27 年 3 月 31 日以前から存していた施設が小規模保育事業 A 型へ移行する場合は、平成 32 年 3 月 31 日までの間、調理員を配置しないことができる。
(3) 食事の提供
小規模保育事業所 A 型内で調理する方法（自園調理）又は搬入施設において調理し、小規模保育事業所 A 型に搬入する方法（外部搬入）により行わなければならない。
【搬入施設】 ① 連携施設 ② 家庭的保育事業者等（法人に限る）又は当該家庭的保育事業者等と関連を有する法人として市長が認める法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等
【食事の提供に関する経過措置】 平成 27 年 3 月 31 日以前から存していた施設が小規模保育事業 A 型へ移行する場合は、平成 32 年 3 月 31 日までの間、食事の提供をしないか、又は、上記の方法以外の方法により食事を提供することができる。
(4) 保育時間
1 日 8 時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他を考慮して定める。
(5) 保育の内容
保育所保育指針に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、利用乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(6) 保育所等との連携（連携施設）

次の各機能について連携協力を行う保育所等（連携施設）を確保しなければならない。

- ①利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- ②必要に応じて、代替保育（小規模保育事業所A型において利用乳幼児の保育に従事する者の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該小規模保育事業者に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- ③当該小規模保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

【連携施設に関する経過措置】

平成 32 年 3 月 31 日までの間、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合については、連携施設を確保しないことができる。